

令和2年度第3回市川市介護保険地域運営委員会

日 時：令和3年3月19日（金）

13時30分～14時30分(予定)

開催場所：Web会議システムを利用したオンライン
会議により開催

会 議 次 第

1 開会

2 議題

議題（1）令和3年度地域包括支援センターについて（諮問）

①令和3年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）
基本指針・運営指針

②令和3年度市川市高齢者サポートセンター事業計画

議題（2）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）

議題（3）地域密着型サービスの公募について（報告）

議題（4）令和3年度介護給付適正化事業について（報告）

議題（5）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

議題（6）その他

3 閉会

《配布資料》

- ・資料1 - ① 令和3年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針
- ・資料1 - ② 令和3年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画
- ・資料2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について
- ・資料3 地域密着型サービスの公募について
- ・資料4 令和3年度 介護給付適正化事業について
- ・資料5 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

令和3年度市川市高齢者サポートセンター
(地域包括支援センター)
基本指針・運営指針

市川市介護福祉課

目次

I	方針策定の趣旨	1
II	高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ	1
III	市川市の地域包括ケアシステムの構築方針	1
IV	業務共通事項の運営指針	2
	1. 事業計画の策定と評価・改善	2
	2. 担当圏域ごとのニーズに応じた業務の実施	2
	3. 市川市との連携方針	2
	4. 公正・中立性確保のための方針	2
	5. 個人情報の保護	3
	6. 利用者満足度の向上	3
	7. 職員の姿勢	3
	8. 設置場所等	3
	9. 高齢者サポートセンター情報の公表	3
	10. 適切な人員体制の確保	3
V	高齢者サポートセンターの業務について	4
	1. 包括的支援事業	4
	2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	3. 地域ケア会議の実施	6
	4. 指定介護予防支援業務	7
	5. その他の業務	7

市川市では市民が親しみを持てるよう、地域包括支援センターについて「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

基本指針・運営指針

I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15ヶ所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等の後方支援を行う市川市福祉部介護福祉課包括支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、市川市の地域包括ケアシステムを推進します。

地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつなげる取り組みを行います。（第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）より抜粋）

IV 業務共通事項の運営指針

1. 事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、区域（日常生活圏域）ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

2. 担当圏域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

3. 市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会（管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等）
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会（市内 14 の地区社会福祉協議会主催）
- ・自治（町）会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- ・その他関係機関が主催する会議等

4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。

市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務についての報告、説明等への協力をします。

5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

7. 職員の姿勢

高齢者サポートの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

10. 適切な人員体制の確保

市川市は、高齢者サポートセンターの運営に当たって、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

(3) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）。

業務の内容として、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

（５）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携に努めます。

（６）生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）等との連携に努めます。

（７）認知症総合支援事業

認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員として認知症地域支援推進員を配置し、その者が中心となり、次に掲げる

業務を行います。

なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、下記の業務を行います。

- ①被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。
- ②認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。
- ③「市川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。
- ④認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。
- ⑤認知症の人や家族の支援にかかる取り組みの推進のため、認知症地域支援推進員及び市と情報の共有を図ります。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。（法第115条の46第7項）

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に

向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。（法第 115 条の 48 第 2 項）

4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守します。

5. その他の業務

（1）第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二に基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）、その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

（2）家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

②認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者

を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会等を開催します。

(3) 市川市の業務への協力

①食の自立支援事業アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

③認知症サポーター養成講座の開催協力

認知症に関する基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のため、地域からの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座の開催に協力します。

④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。

⑤あんしん電話が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。

(4) その他

①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

②食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

令和3年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画

事業名		事業計画
I 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1, 2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
II 総合相談支援業務		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	家族を介護する者に対する相談支援	家族介護支援事業と連携し、介護する者に対する相談支援を行う。
5	災害時の安否確認及び支援	災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
6	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	国からの通知等を参考に必要に応じて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みの推進を行う。
III 権利擁護業務		
1	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の活用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため介護支援専門員研修会を日常生活圏域ごとに2回以上開催する。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
V 在宅医療・介護連携推進業務		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。

VI 生活支援体制整備業務		
1	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）との連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)との連携を図る。
VII 認知症総合支援業務		
1	相談・支援体制の構築	認知症の相談及び必要な支援体制を構築する。
2	認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チームとの連携を図る。
3	認知症カフェ	民間事業者等による認知症カフェを支援するとともに、認知症カフェの企画・運営支援等を行う。
4	認知症サポーター養成講座	地域からの依頼による認知症サポーター養成講座の開催協力を行う。
5	認知症地域支援推進員	令和3年度より新たに専任の認知症地域支援推進員が配置されるセンターにおいては、情報共有を密に行うとともに協力体制の構築を図る。
VIII 地域ケア会議の実施		
1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
IX 指定介護予防支援業務		
1	介護予防支援	要支援1, 2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
X 家族介護支援業務		
1	家族介護教室	介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
2	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。

介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間：令和2年12月14日～令和3年3月1日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
1	はっばよろず相談室		2021.1.1	信篤・二俣
	居宅介護支援 1273201507	〒279-0002 千葉県浦安市北栄2-24-2-704		080-7147-3152
2	心ほっと市川		2013.5.1	行徳
	居宅介護支援 1270803701	〒272-0921 千葉県市川市八幡3-22-16		047-307-9540
3	メディカル・シンパシ株式会社 たんぽぽ		2011.8.1	曾谷
	居宅介護支援 1271202358	〒270-2261 千葉県松戸市常盤平3-1-2		047-311-6116
4	タカサケアサポート市川		2007.7.1	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援 1270802141	〒272-0812 千葉県市川市若宮3-31-5		047-318-0311
5	はっばよろず相談室		2021.1.1	南行徳第二
	居宅介護支援 1273201507	〒279-0002 千葉県浦安市北栄2-24-2-704		080-7147-3152
6	メディカル・シンパシ株式会社 たんぽぽ		2011.8.1	大柏
	居宅介護支援 1271202358	〒270-2261 千葉県松戸市常盤平3-1-2		047-311-6116
7	株式会社 中山総合福祉マネジメント八幡店		2003.5.1	大柏
	居宅介護支援 1270800889	〒272-0021 千葉県市川市八幡2-1-2山崎ビル1F		047-302-1900
8				
9				
10				
11				
12				

地域密着型サービスの公募について

1. 令和3年度開設分の公募状況について

令和3年度開設分地域密着型サービスの公募については、以下の日程で公募をおこないました。

①公募時期 令和2年9月1日～令和2年10月7日

サービス種別	募集箇所数	応募者数
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1カ所	2事業者

②指定候補事業者について

【認知症対応型共同生活介護】

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

法人所在地 東京都江戸川区北葛西1-22-17

施設名称 (仮) グループホームつどい「伊勢宿家」

設置予定場所 市川市伊勢宿111-10（南部圏域）

開設予定日 令和4年3月

2. 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）における整備状況について

上段：計画 下段：実績
令和3年3月1日現在

サービス種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	7期合計
地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	—			—
小規模多機能型居宅介護	1カ所	0カ所 (+1カ所)	1カ所	2カ所
	応募事業者辞退 (元年度へ積残し)	ヒューマンライフケア市川真間の宿 ヒューマンライフケア(株)	コンフォートフィオーレ曾谷 (株)コンフォート	2カ所
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1カ所	1カ所 (+1カ所)	1カ所	3カ所
	応募事業者辞退 (元年度へ積残し)	ニッケととて市川 (株)ニッケ・ケアサービス ヒューマンライフケア市川真間グループホーム ヒューマンライフケア(株)	コンフォートエルバ曾谷 (株)コンフォート	3カ所
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	—	1カ所	1カ所 (+1カ所)	2カ所
		応募なし (2年度へ積残し)	応募なし	0カ所
地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の有料老人ホーム)		—		—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1カ所	1カ所 (+1カ所)	2カ所
		選定事業者なし (2年度へ積残し)	くらしさ南行徳 (株)元気な介護	1カ所
看護小規模多機能型居宅介護	—	1カ所	0カ所 (+1カ所)	1カ所
		応募なし (2年度へ積残し)	応募なし	0カ所

※ () 内のカ所数は前年度整備分の積み残し

第3回市川市介護保険地域運営委員会	資料4
令和3年3月19日(金)	

令和3年度 介護給付適正化事業について

要介護認定の適正化	
<p>1. 適正な要介護認定調査の実施 認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるために、認定調査員に対して研修を実施する。</p> <p>2. 認定審査会における適正な審査判定の実施 介護認定審査会の円滑な実施や審査(二次判定)の平準化を図るため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。</p>	<p>市主催認定調査員研修受講者数 200人</p>
居宅サービス計画(ケアプラン)の点検	
<p>1. 「自立支援」につながる適切なケアプランとなっているかについての確認 利用者の「自立支援」につながる適切なケアプランとなっているかの確認をし、健全な給付の実施を支援する。</p> <p>2. 福祉用具貸与の例外給付対象者についての確認 届出がないと福祉用具貸与の給付対象とならない軽度者に対して、貸与の必要性を確認する。</p>	<p>48件</p>
住宅改修等の点検	
<p>1. 住宅改修の点検 住宅改修費の支給申請については、工事前後に担当職員が書類を全件確認する。さらに疑義のある工事については、工事着工前にリハビリ専門職も同席し訪問調査を行い、適正な工事であるかを確認する。</p> <p>2. 福祉用具貸与の調査 前年度福祉用具例外給付対象者のうち、貸与を継続している利用者を抽出し、リハビリ専門職も同席し訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。</p>	<p>5件</p> <p>5件</p>
縦覧点検・医療情報との突合	
<p>1. 医療情報との突合 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、入院情報と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の点検を行う。</p> <p>2. 縦覧点検 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、居宅介護支援事業所より給付管理票の提出があり、サービス事業所からの請求がない場合、確認を行う。</p> <p>3. 縦覧審査結果通知書 国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、過誤調整等の実施の有無を確認する。</p>	
介護給付費通知	
<p>1. 介護給付費通知 年4回利用者に発送し、介護サービスの適正な利用に努める。</p>	

* 計画件数については第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値